

使用料・手数料の改定方針

1. 使用料の改定について

(1) 料金改定の考え方

料金改定は、受益者負担の原則と4象限図による行政サービス検証の考え方を基本とする。受益（利用）する市民が経費を負担する場合、受益しない市民への負担の公平性を確保できるが、受益（利用）する市民が経費を負担しない場合、税で負担＝受益しない市民も負担することとなり公平性を確保できない。今回の見直しでは、納税者と受益者の両面の視点を持って見直しを進めていく。

(2) 受益者負担額の算定

受益者負担額の算定は、サービスにかかるコストに象限分布による性質分類に応じた負担割合を乗じた方法とする。

* サービスにかかるコスト

- ① 経常的な維持管理費
- ② 施設の管理等に係る人件費

第3象限 負担割合 50%標準	第1象限 負担割合 下限0%
第4象限 負担割合 上限100%	第2象限 負担割合 50%標準

受益者負担額＝サービスにかかるコスト×性質分類に応じた負担割合

※ 初期投資費用は、受益者負担額の算定コストに含まない。

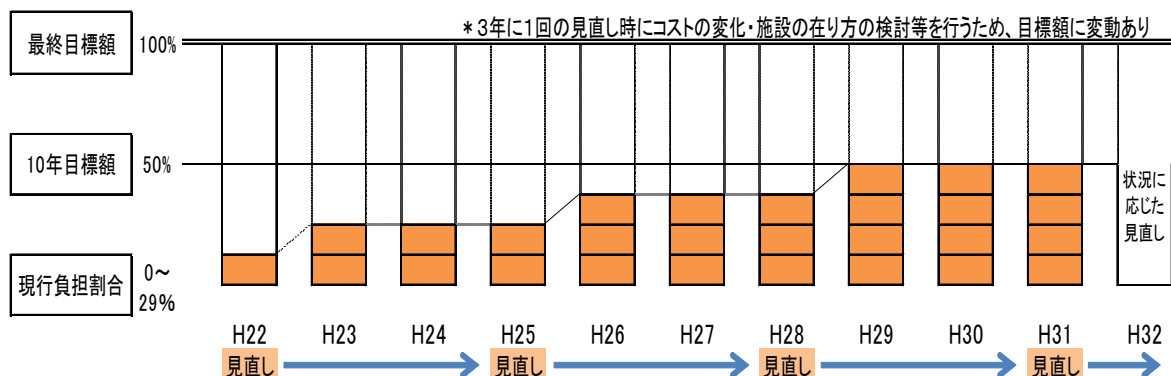
※ 指定管理委託している施設は、「経常的な維持管理費」に人件費が含まれる。

※ 利用料金制のさくらホールについては、別途料金体系の見直しを実施する。

(3) 目標水準と単年度見直し額の設定

受益と負担の現状を明らかにし、受益者負担率の是正を図る。4象限図による行政サービス検証の考え方に基づき検証すると、現状は乖離率が大きく、使用料水準が低水準であり、税負担が大きい状況である。現状の乖離率を解消し税負担を減少させるにあたり、1回の見直しで受益者負担の水準を上げることは、乖離の状態が著しいため困難であることから、3年に1度の見直しにより段階的に乖離の状況を是正していく。

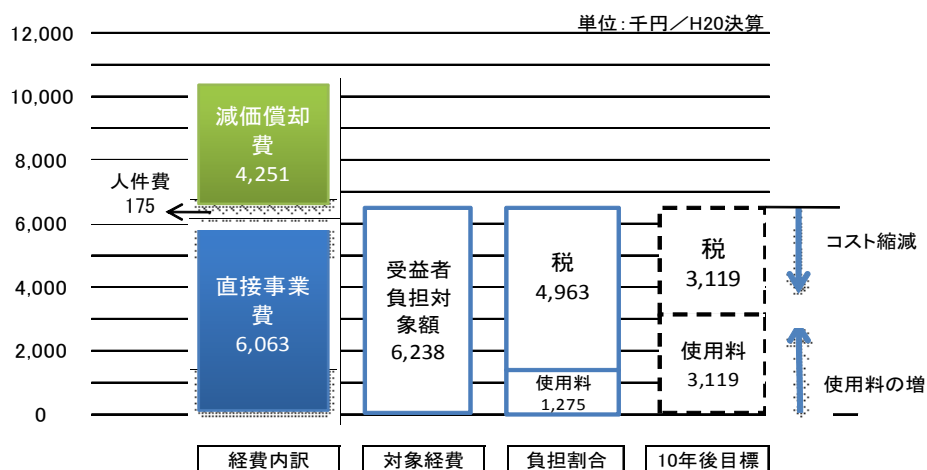
○ 見直しのイメージ図



平成 32 年までの 10 年間の乖離率解消の目標を税負担 50%・受益者負担（利用料負担）50%と設定し、受益者負担の水準向上を図る。前回見直し時（H19 見直し）は一律 1.2 倍の改定率としたが、1.2 倍では乖離の解消の見通しが立たないことから、今回の見直しの改定額は現行料金の 2 倍とする。

また、乖離を埋めていくためには受益者の負担増のみではなく、コスト縮減・経営改善・施設の改廃の検討等を実施し、更なる効率化を図っていく。

（例）北部勤労者屋内運動場の場合



(4) 新規の料金設定

現在料金設定の無い施設で、設備状況や利用状況を勘案して料金設定が可能なものについては、類似施設の料金水準との均衡を図りながら、新たに料金設定を行う。

* 新規の料金設定を行うもの

- ① 北上市民藤沢広場
- ② 北上市民江釣子運動場
- ③ 北上市民堅川目運動場
- ④ 北上市民岩崎城陸上競技場
- ⑤ 和賀川グリーンパークテニスコート
- ⑥ 北上第2運動場（総合運動公園）
- ⑦ 北上第3運動場（総合運動公園）
- ⑧ 学校体育施設開放事業
- ⑨ 地区交流センター

(5) 割増料金設定

市外在住者の利用・営利目的の利用が見込まれる施設については、割増料金の設定を行う。

2. 手数料の改定について

前回（平成20年度）の料金改定により是正が進んだことと料金水準が他自治体よりも高い水準にあることから、全国一律のサービスであることも踏まえて今回は改定をしない。但し、徹底的な業務改善に努め業務の効率化を図っていく。